

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席
番
号

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。（道路運送法第 4 条）

（ ○ ）

2. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過している者であるとき、許可をすることができる。（道路運送法第 7 条）

（ × ）

3. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第 11 条）

（ ○ ）

4. 貸切バスの営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。（道路運送法第 15 条）

（ × ）

5. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。（道路運送法第 20 条）

（ × ）

6. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)
(○)
7. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)
(○)
8. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)
(○)
9. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。(道路運送法第30条)
(○)
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合があります。(道路運送法40条)
(○)
11. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。(施行規則第25条)
(○)
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように掲示しなければならない。(運輸規則第4条)
(×)
13. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はない。(運輸規則第42条)
(○)
14. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。(運輸規則第44条)
(○)
15. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。(道路運送車両法第52条)
(○)

Ⅱ. 旅客自動車運送事業運輸規則に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（ ス ）に運輸を遂行するように努めなければならない。（運輸規則第2条）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（ ケ ）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の（ サ ）に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。（運輸規則第28条）
- ・旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の（ ア ）の確保のために遵守すべき事項及び（ ツ ）についての規律を定めなければならない。（運輸規則第41条）

ア. 運行の安全	イ. 乗降装置	ウ. 天候	エ. 定期日	オ. 適切な時期
カ. 地点	キ. 幅員	ク. 灯火装置の点灯	ケ. 交通	コ. 点検
サ. 状態	シ. 異音	ス. 迅速	セ. 事故	ソ. 登録基準
タ. 丁寧	チ. 走行距離	ツ. 乗務員等の服務	テ. 継続	ト. 技術の向上

Ⅲ. 道路運送法に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- ・一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ オ ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（ タ ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（ イ ）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）
- ・この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、道路運送の利用者の（ ク ）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もつて（ テ ）を増進する事を目的とする。（道路運送法第1条）

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 火災	ク. 利益	ケ. 迅速	コ. 走行距離
サ. 重大な事故	シ. 運営を適正	ス. 目的地	セ. 点検	ソ. 継続
タ. 営業所	チ. 公害の防止	ツ. 適切な時期	テ. 公共の福祉	ト. 保護
ナ. 乗務員の服務				

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。**(道路運送車両法第48条)**

答. 三ヶ月

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。**(道路運送法第8条)**

答. 五

3. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、（ ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務があります。**(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)**

答. 百

4. 旅客運送事業者は、事業用自動車の（ ）ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。**(運輸規則第47条)**

答. 使用の本拠

5. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は13時間を超えないものとし当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は（ ）とする。
(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

答. 15時間

V. 事業者の運行管理者が行わなければならない事項として、法令で定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。(運輸規則第48条)

①乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと (○)

②自動車事故報告規則に基づく、事故報告書を提出すること (×)

③事業用自動車の運転者に法令で定める適性診断を受けさせること (○)

④運行管理規定を作成すること (×)

⑤運送引受書を交付すること (×)

VI. 道路運送車両法に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

- ・自動車の使用者は、自動車の（ チ ）、運行時の状態等から判断した（ オ ）に国土交通省令で定める技術上の基準により、（ ク ）、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)
- ・自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、（ ヌ ）で定めるところにより（ ヘ ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 運行の安全	イ. 乗降装置	ウ. 天候	エ. 定期日	オ. 適切な時期
カ. 地点	キ. 幅員	ク. 灯火装置の点灯	ケ. 交通	コ. 点検
サ. 状態	シ. 異音	ス. 迅速	セ. 事故	ソ. 登録基準
タ. 丁寧	チ. 走行距離	ツ. 乗務員の服務	テ. 継続	ト. 技術の向上
ナ. 予備検査証	ニ. 道路運送法	ヌ. 国土交通省令	ネ. 運送約款	ノ. 告示
ハ. 車検証	ヒ. 通達	フ. 料金表	ヘ. 検査標章	